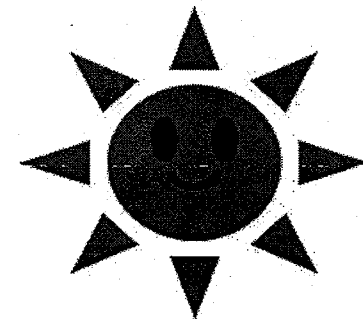


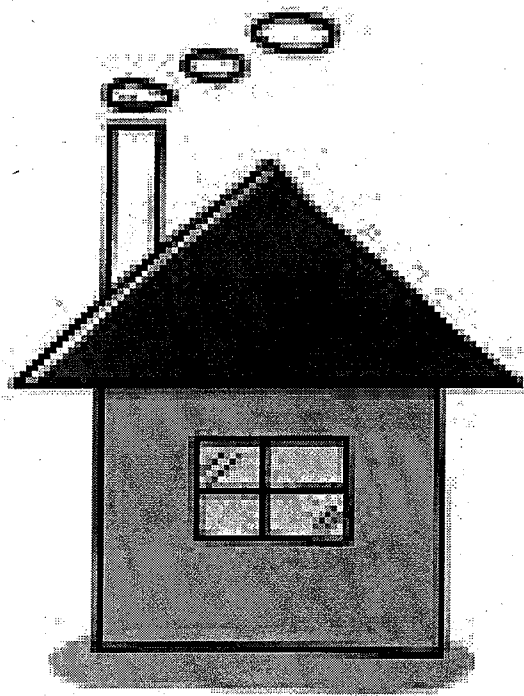
平成30年度障害者(児)短期入所事業(都加算)制度の変更に係る説明会



短期入所

都加算制度の変更について

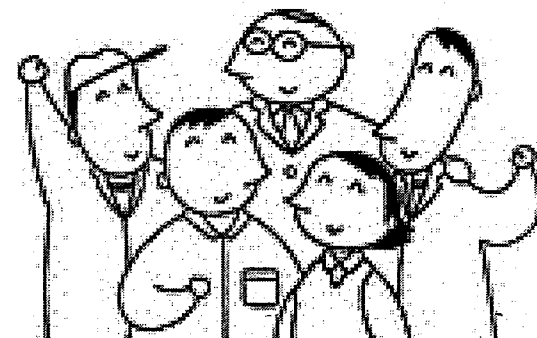
(平成30年4月施行)



平成30年1月31日(水)

東京都福祉保健局 障害者施策推進部

地域生活支援課 居住支援担当



「障害者(児)短期入所事業(都加算)」見直しの概要

■ 目的

事業者のサービス質向上に向けた取り組みを適正に評価する補助制度とすることで、都内事業者全体のサービスの質向上を促す。

■ 見直し時期

平成30年4月 ※平成30年4月サービス提供分(5月以降請求分)から施行

■ 見直しの項目

- ① **障害支援区分毎の単価の設定**(障害支援区分に応じ、重度の利用者を支援する事業者の努力を評価)
これまで、都単価は障害支援区分1、障害支援区分2～3、障害支援区分4～6の3段階の設定となっていたため、障害支援区分に応じて都単価を6段階に分け、重度の利用者を支援するほど都加算額が高くなるように設定することで、より重度の利用者を支援する事業者の努力を報酬に反映します。
- ② **医療連携体制加算の創設**(医療支援を必要とする利用者を受け入れる事業者の努力を評価)
事業者が国加算の医療連携体制加算を取得した場合に、上乘せの都加算を創設することで、医療支援を必要とする利用者の受け入れを促進します。(詳細は3～5ページを参照)
- ③ **精神科医療連携体制加算の創設**(精神科医療との連携を評価)
精神障害者の安定した地域生活に重要である精神科医療や家族等との連携について、専門職を配置するなどの体制を整備し、当該精神障害者の地域生活を支援している事業所を評価する新たな加算を創設します。(詳細は3ページを参照)

■ 補助要件の新設

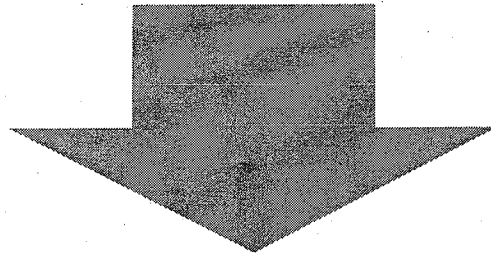
3年に1回、福祉サービス第三者評価を受審すること。
※平成32年度まで経過措置有り (詳細は6、7ページを参照)

新旧 単価表

<現行都単価>

(単位:円/日)

	福祉(Ⅰ)	福祉(Ⅱ)	福祉(Ⅲ)	福祉(Ⅳ)
区分6	10,330	6,890		
区分5				
区分4				
区分3	9,220	6,140	10,330	6,890
区分2			9,220	6,140
区分1	8,790	5,840	8,790	5,840
旧療護	20,340	13,560		



<見直し内容>

- ①障害支援区分に応じて都加算額を設定
- ②国加算の医療連携体制加算に上乗せする都加算を創設
- ③精神科医療連携体制加算を創設
- ※第三者評価受審経費の補助を計上

<見直し後都単価>

(単位:円/日)

	福祉(Ⅰ)	福祉(Ⅱ)	福祉(Ⅲ)	福祉(Ⅳ)
区分6	12,500	8,380		
区分5	10,640	7,140		
区分4	8,810	5,920		
区分3	7,940	5,340	10,640	7,140
区分2	6,960	4,690	7,940	5,340
区分1	5,550	1,970	5,550	1,970
旧療護	20,480	13,700		

* 新都単価案には、第三者評価受審経費の補助が含まれている

<新都加算案> (単位:円/日)

	都単価
医療連携体制加算(Ⅰ)	11,450
医療連携体制加算(Ⅱ)	5,730
医療連携体制加算(Ⅲ)	9,550
医療連携体制加算(Ⅳ)	1,910

* 上記の都単価額から国加算額を控除した額を都加算として算定

(単位:円/日)

	都単価
精神科医療連携体制加算	330

新都加算の創設(医療連携体制加算、精神科医療連携体制加算)

加算名	届出	都単価 (円/日)	国単位 (単位/日)	内容・要件等	備考	
医療連携体制加算	(Ⅰ)	不要	11,450	500単位	看護職員を訪問させ、 <u>1人</u> の利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対して加算。	※1
	(Ⅱ)	不要	5,730	250単位	看護職員を訪問させ、 <u>2人以上</u> の利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対して加算。(1回の訪問につき利用者が2名以上8名まで)	
	(Ⅲ)	不要	9,550	500単位	看護職員を訪問させ、認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、看護職員1名に対し加算。	
	(Ⅳ)	不要	1,910	100単位	喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が喀痰吸引等を実施した場合に加算。 ※医療連携体制加算Ⅰ、Ⅱとの併給不可	
精神科医療連携体制加算	必要	330	-	精神障害者のみを主たる対象としている事業所において、精神科医療との連携を図れる専門職を配置し、利用者の地域生活の継続のために、必要に応じて家族や医療機関等との連携を行った場合に加算。	※2	

※1 国加算の医療連携体制加算を算定している場合、1日につき、以下により都加算を算定できます。
 (都加算額) = (都単価) - (国加算額) ※国単位 × 級地別単位数単価

※2 【目的】 専門職による医療機関等との連携を促進し、精神障害者の安定した地域生活継続を支援する体制を整備する。
 【算定要件】 ①以下の項目を満たしているものとして、都へ届け出ること。
 ・事業所の主たる対象者が精神障害者のみである
 ・精神科医療との十分な連携を図れる専門性を備えた専門職が配置されている(精神保健福祉士等)
 ※常勤、非常勤ともに可。一体的に支援を行う共同生活援助事業等の従事者が兼務している場合も可。
 ※必要に応じて家族や医療機関等と連携をとるのに十分な時間配置すること。
 ②生活状況等をアセスメントしたうえで、必要に応じて、医療連携や家族支援、他サービスとの連携等を行うこと。
 【届出方法】 毎月15日締め切り ⇒ 翌月1日より算定可。(届出様式は追ってお示します)
 なお、国基本報酬の算定があれば、当該加算を算定可とします。(1日利用か半日利用かは問いません)

<参考> 国加算 医療連携体制加算

医療連携体制加算（Ⅰ）

医療的なケアを要する者に対して、医療機関等との連携により、看護職員を短期入所事業所に訪問させ、当該看護職員が一人の利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1日につき加算する。

医療連携体制加算（Ⅱ）

看護職員が2人以上の利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1日につき加算する。1回の訪問につき8名を限度とする。

※ 次の場合には、算定不可

- ① 生活介護若しくは自立訓練（機能訓練）を行う施設での短期入所
（夜間時間帯がサービス提供時間にあたらぬ場合で、夜間にSS専用で体制をとった場合は算定可能）
- ② 精神科訪問看護・指導科等の診療報酬の算定の対象となる利用者
- ③ 医療型短期入所サービス費・医療型特定短期入所サービス費を算定している場合

医療連携体制加算（Ⅲ）

看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき加算する。

医療連携体制加算（Ⅳ）

喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、1日につき加算する。

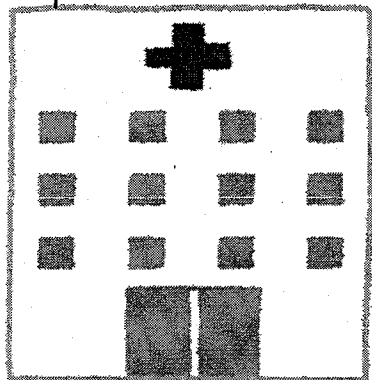
※ 次の場合には、算定不可

医療型短期入所サービス費・医療型特定短期入所サービス費を算定している場合

※ 次の場合には、算定不可

- ① 医療型短期入所サービス費・医療型特定短期入所サービス費を算定している場合
- ② 医療連携体制加算（Ⅰ）（Ⅱ）の算定対象となる利用者

医療機関等



医療連携体制加算Ⅰ・Ⅱ ～図解～

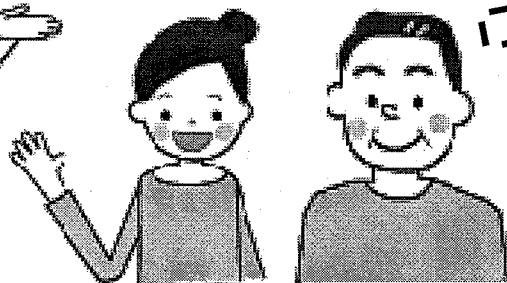
- あらかじめ医療連携体制加算に係る業務について医療機関等と委託契約を締結する。
- 利用者に関する必要な情報を提供する。
- 看護師は事業所で雇用した者でも可
- 委託契約締結した病院の医師から看護師に指示をしてもらう。

委託契約

- 委託契約を締結した医師から看護の提供や指導等に関する指示を受ける。



主治医



利用者

- 利用者に関する必要な情報を保護者等、主治医等を通じあらかじめ入手し、医療機関への提供について本人へ同意を得る。



事業所



- 病院の医師の指示を受け利用者に医療的ケアを行う。

- 保健師・看護師・准看護師の資格を有する者が医療的ケア又は喀痰吸引等に係る指導を行った場合についても加算の対象になる。(その場合は当該業務に係る勤務時間は基準上必要な常勤換算の時間数には含めないこと)
(平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A VOL. 3)

補助要件：福祉サービス第三者評価の受審(3年に1回)

■ 要件の詳細

福祉サービス第三者評価を3年に1回受審すること。

※最後に福祉サービス第三者評価の受審を完了した月の翌月1日を起算日として、3年間都加算の補助要件を満たしているものとします。

※「受審を完了した月」：評価機関が作成する評価調査結果報告書の日付を含む月

※受審が完了せずに3年を経過した場合、3年を過ぎた月から次に受審が完了した月までのサービス提供分の都加算が支払われません。
(受審を完了した月は、補助要件を満たす期間には含まれません。受審完了の翌月のサービス提供分から都加算が支払われます。)

■ 平成30年3月31日までに指定を受けている事業所

- ・平成32年度までは、経過措置期間として、福祉サービス第三者評価を受審していなくても、都加算の補助要件を満たしているものとみなします。この間に福祉サービス第三者評価の受審を完了してください。
- ・平成32年度に受審する事業所が集中した場合、対応可能な評価機関を見つけるのが困難になったり、評価調査や取りまとめ等に時間がかかり、平成32年度末までに受審が完了しないという事態が起きる可能性がありますので、計画的な受審をお願いします。平成32年度末までに受審が完了しなかった場合は、原則として、平成33年4月から受審を完了した月までの分の都加算が支払われません。

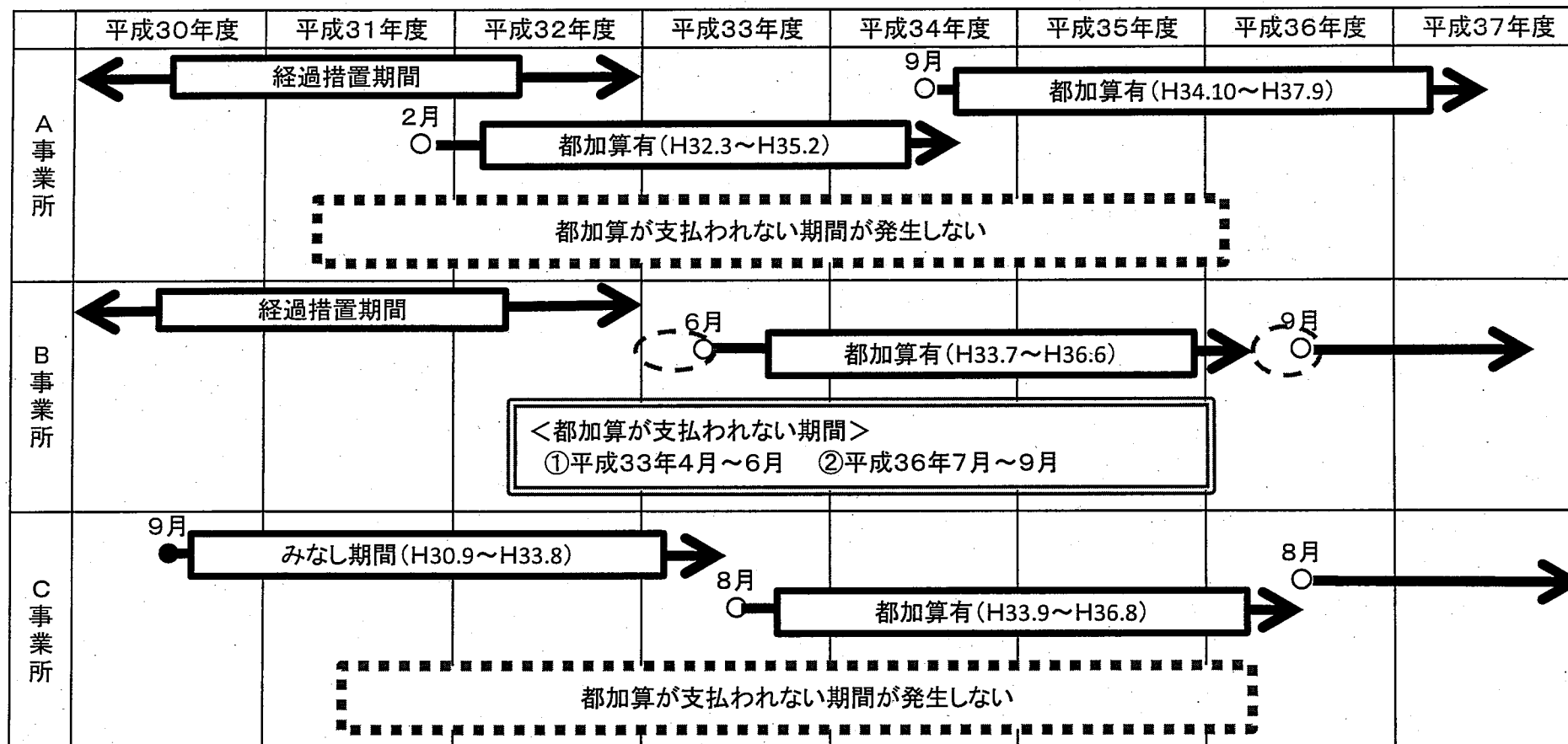
■ 平成30年4月1日以降に指定を受けた事業所

- ・当初指定年月日を起算日として、3年間は福祉サービス第三者評価を受審していなくても、補助要件を満たしているものとみなします。この間に福祉サービス第三者評価の受審を完了してください。
この間で受審が完了しない場合、3年を過ぎた月から受審を完了した月までのサービス提供分の都加算が支払われません。

■ その他

新たな都単価には、福祉サービス第三者評価の受審経費の補助が含まれています。

補助要件：福祉サービス第三者評価の受審(3年に1回)



○ … 受審完了月 ● … 当初指定月

都加算請求書(案)
(短期入所)

現時点での案であり、今後
変更する可能性があります。

平成 年 月 日

(請求先)

〇〇区市町村長 殿

請求事業者	指定事業所番号	
	住所(所在地)	〒
	電話番号	
	名称	
	代表者職・氏名	印

下記のとおり請求します。

サービス提供月	平成		年		月分	明細書件数	
---------	----	--	---	--	----	-------	--

請求金額			百万			千			円
------	--	--	----	--	--	---	--	--	---

当初指定年月日 又は 福祉サービス第三者評価受審完了年月日	平成		年		月		日
----------------------------------	----	--	---	--	---	--	---

※当初指定年月日と福祉サービス第三者評価受審完了年月日のうち、近い方の年月日を記入してください。

※確認のため、「指定通知書」又は「福祉サービス第三者評価の評価機関が作成した評価調査結果報告書の表紙」の写しを添付してください。

※平成30年度から平成32年度までの間は空欄で結構です。

請求担当者	氏名	
	連絡先	

都加算請求書(案)
(短期入所)

記入例

平成 30 年 5 月 11 日

(請求先)

新宿区長 殿

請求事業者	指定事業所番号	1 3 1 0 4 0 0 0 0 0
	住所(所在地)	〒 163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1
	電話番号	03-5320-4151
	名称	社会福祉法人東京会
	代表者職・氏名	理事長 東京 太郎 印

下記のとおり請求します。

サービス提供月	平成	3	0	年	0	4	月分	明細書件数	20
---------	----	---	---	---	---	---	----	-------	----

明細書の「当月都加算請求額」の合計金額を記入

請求金額			百万			千			円
			¥	2	0	0	0	0	0

金額の先頭に「¥」マークを入力

当初指定年月日 又は 福祉サービス第三者評価受審完了年月日	平成		年		月		日
----------------------------------	----	--	---	--	---	--	---

※当初指定年月日と福祉サービス第三者評価受審完了年月日のうち、近い方の年月日を記入してください。

※確認のため、「指定通知書」又は「福祉サービス第三者評価の評価機関が作成した評価調査結果報告書の表紙」の写しを添付してください。

※平成30年度から平成32年度までの間は空欄で結構です。

請求担当者	氏名	東京 二郎
	連絡先	03-5320-4151

現時点での案であり、今後変更する可能性があります。

都加算額請求用

都加算明細書(案)
(短期入所)

平成 年 月 分

受給者証番号	事業所番号
支給決定障害者氏名	事業者及びその事業所の名称
支給決定に係る障害児氏名	地域区分
障害支援区分(障害児の障害の支援の区分)	旧身体療護施設 <input checked="" type="checkbox"/>
	精神科医療連携体制加算 <input checked="" type="checkbox"/>

開始年月日 終了年月日 利用日数

サービスコード	サービス内容	算定単価額	利用日数	当月算定額	摘要
2:4:6:0:6:5	短期医療連携体制加算 I				
2:4:6:0:6:6	短期医療連携体制加算 II				
2:4:9:9:9:2	短期医療連携体制加算 III (列紙より)				
2:4:6:0:6:8	短期医療連携体制加算 IV				
精神科医療連携体制加算		330			
小計			①	0	
小計			②	0	

当月都加算請求額 (①+②) 0 円

記入例

都加算額請求用

都加算明細書(案)
(短期入所)

平成 30 年 04 月 分

受給者証番号	事業所番号
支給決定障害者氏名	事業者及びその事業所の名称
支給決定障害	地域区分
障害支援区分(障害児の障害の支援の区分)	旧身体療護施設 <input checked="" type="checkbox"/>
	精神科医療連携体制加算 <input checked="" type="checkbox"/>

開始年月日 平成30年4月4日 終了年月日 平成30年4月6日 利用日数 3

精神科医療連携体制加算の算定要件を満たしているものとして都に届け出た事業所は「算定可」にしてください。

サービスコード	サービス内容	算定単価額	利用日数	当月算定額	摘要
2:4:6:0:6:5	短期入所 I 6	2,617	1	2,617	
2:4:6:0:6:6	短期入所 II 6	1,932	2	3,864	
小計			①	6,481	
2:4:6:0:6:5	短期医療連携体制加算 I	4,802	1	4,802	
2:4:6:0:6:6	短期医療連携体制加算 II	2,406			
2:4:9:9:9:2	短期医療連携体制加算 III (列紙より)				
2:4:6:0:6:8	短期医療連携体制加算 IV	802			
精神科医療連携体制加算		330			
小計			②	4,802	

当月都加算請求額 (①+②) 11,283 円

各明細書のこの欄の額を合計して請求書に記入してください。

<参考> 国費 サービスコード表 (平成29年度時点)

	サービスコード	サービス内容	障害支援区分	国費合成単位
基本報酬 (福祉型)	241111	短期入所Ⅰ6	6	892
	241112	短期入所Ⅰ5	5	758
	241113	短期入所Ⅰ4	4	626
	241114	短期入所Ⅰ3	3	563
	241115	短期入所Ⅰ2	2、1	492
	241131	短期入所Ⅱ6	6	582
	241132	短期入所Ⅱ5	5	510
	241133	短期入所Ⅱ4	4	307
	241134	短期入所Ⅱ3	3	232
	241135	短期入所Ⅱ2	2、1	166
	241121	短期入所Ⅲ3	3	758
	241122	短期入所Ⅲ2	2	595
	241123	短期入所Ⅲ1	1	492
	241141	短期入所Ⅳ3	3	510
	241142	短期入所Ⅳ2	2	269
241143	短期入所Ⅳ1	1	166	
加算	246065	短期医療連携体制加算Ⅰ		600
	246066	短期医療連携体制加算Ⅱ		300
	249992	短期医療連携体制加算Ⅲ		500
	246068	短期医療連携体制加算Ⅳ		100

	サービスコード	サービス内容	障害支援区分	国費合成単位
【定員超過】 基本報酬 (福祉型)	248111	短期入所Ⅰ6・定超	6	624
	248112	短期入所Ⅰ5・定超	5	531
	248113	短期入所Ⅰ4・定超	4	438
	248114	短期入所Ⅰ3・定超	3	394
	248115	短期入所Ⅰ2・定超	2、1	344
	248131	短期入所Ⅱ6・定超	6	407
	248132	短期入所Ⅱ5・定超	5	357
	248133	短期入所Ⅱ4・定超	4	215
	248134	短期入所Ⅱ3・定超	3	162
	248135	短期入所Ⅱ2・定超	2、1	116
	248121	短期入所Ⅲ3・定超	3	531
	248122	短期入所Ⅲ2・定超	2	417
	248123	短期入所Ⅲ1・定超	1	344
	248141	短期入所Ⅳ3・定超	3	357
	248142	短期入所Ⅳ2・定超	2	188
248143	短期入所Ⅳ1・定超	1	116	

	サービスコード	サービス内容	障害支援区分	国費合成単位
【人員欠如】 基本報酬 (福祉型)	249111	短期入所Ⅰ6・人欠	6	624
	249112	短期入所Ⅰ5・人欠	5	531
	249113	短期入所Ⅰ4・人欠	4	438
	249114	短期入所Ⅰ3・人欠	3	394
	249115	短期入所Ⅰ2・人欠	2、1	344
	249131	短期入所Ⅱ6・人欠	6	407
	249132	短期入所Ⅱ5・人欠	5	357
	249133	短期入所Ⅱ4・人欠	4	215
	249134	短期入所Ⅱ3・人欠	3	162
	249135	短期入所Ⅱ2・人欠	2、1	116
	249121	短期入所Ⅲ3・人欠	3	531
	249122	短期入所Ⅲ2・人欠	2	417
	249123	短期入所Ⅲ1・人欠	1	344
	249141	短期入所Ⅳ3・人欠	3	357
	249142	短期入所Ⅳ2・人欠	2	188
249143	短期入所Ⅳ1・人欠	1	116	

現時点でのコード等であり、今後、報酬改定により変更があります。

<参考>【国費】級地別単位数単価 【都加算】都加算単価表（平成29年度時点）

級地	単位数 単価	東京都内区市町村名
1級地	11.08	特別区
2級地	10.9	武蔵野市、町田市、国分寺市、国立市、狛江市、多摩市、稲城市、西東京市、福生市、清瀬市
3級地	10.72	八王子市、立川市、府中市、調布市、昭島市、小平市、日野市
4級地	10.6	三鷹市、青梅市、小金井市、東村山市、あきる野市、東久留米市、羽村市、日の出町、檜原村
5級地	10.36	奥多摩町
6級地	10.18	武蔵村山市、東大和市、瑞穂町
その他	10	大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村

類型	障害支援 区分	都加算単価							<参考> 都単価	
		1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	その他		
福祉型	I	区分6	2,617	2,778	2,938	3,045	3,259	3,420	3,580	12,500
		区分5	2,242	2,378	2,515	2,606	2,788	2,924	3,060	10,640
		区分4	1,874	1,987	2,100	2,175	2,325	2,438	2,550	8,810
		区分3	1,702	1,804	1,905	1,973	2,108	2,209	2,310	7,940
		区分2	1,509	1,598	1,686	1,745	1,863	1,952	2,040	6,960
		区分1	99	188	276	335	453	542	630	5,550
	II	区分6	1,932	2,037	2,141	2,211	2,351	2,456	2,560	8,380
		区分5	1,490	1,581	1,673	1,734	1,857	1,949	2,040	7,140
		区分4	2,519	2,574	2,629	2,666	2,740	2,795	2,850	5,920
		区分3	2,770	2,812	2,853	2,881	2,937	2,979	3,020	5,340
		区分2	2,851	2,881	2,911	2,931	2,971	3,001	3,030	4,690
		区分1	131	161	191	211	251	281	310	1,970
	III	区分3	2,242	2,378	2,515	2,606	2,788	2,924	3,060	10,640
		区分2	1,348	1,455	1,562	1,633	1,776	1,883	1,990	7,940
		区分1	99	188	276	335	453	542	630	5,550
	IV	区分3	1,490	1,581	1,673	1,734	1,857	1,949	2,040	7,140
		区分2	2,360	2,408	2,457	2,489	2,554	2,602	2,650	5,340
		区分1	131	161	191	211	251	281	310	1,970
福祉型 (旧身体療護)	I	区分6	10,597	10,758	10,918	11,025	11,239	11,400	11,560	20,480
		区分5	12,082	12,218	12,355	12,446	12,628	12,764	12,900	20,480
		区分4	13,544	13,657	13,770	13,845	13,995	14,108	14,220	20,480
	II	区分6	7,252	7,357	7,461	7,531	7,671	7,776	7,880	13,700
		区分5	8,050	8,141	8,233	8,294	8,417	8,509	8,600	13,700
		区分4	11,861	10,354	10,409	10,446	10,520	10,575	10,630	13,700
医療連携体制加算I		4,802	4,910	5,018	5,090	5,234	5,342	5,450	11,450	
医療連携体制加算II		2,406	2,460	2,514	2,550	2,622	2,676	2,730	5,730	
医療連携体制加算III		-	-	-	-	-	-	-	9,550	
医療連携体制加算IV		802	820	838	850	874	892	910	1,910	
精神科医療連携体制加算		330	330	330	330	330	330	330	-	

現時点での単価表であり、
今後、報酬改定により
単位数単価、都加算単価
に変更があります。
(都単価の変更は予定して
いません)

- <旧身体療護>**
- ・多摩療護園
 - ・清瀬療護園
 - ・日野療護園
 - ・短期入所 みずき
 - ・楽短期入所事業所
 - ・八王子療護園
 - ・アミークス東糀谷
 - ・竹の塚あかしあの杜なごみ
 - ・障害者支援施設 江古田の森

<参考情報>平成30年度報酬改定について

現在、国で検討されている平成30年度の報酬改定について、情報提供いたします。(平成30年1月18日全国厚生労働関係部局長会議資料より)

■ 基本報酬関係等

① 地域区分の見直し

現行の7区分から8区分に見直しを行い、その際、介護報酬の地域区分にあわせることとし、見直しに伴う一定の経過措置を設ける。

② 福祉型強化短期入所サービス費の創設

医療的ケアが必要な障害児者の受入れを支援するため、新たな報酬区分として、「福祉型強化短期入所サービス費」(仮称)を創設し、看護職員を常勤で1人以上配置すること等を評価する。

③ 共生型サービスの創設

介護保険事業所が共生型事業所として障害福祉サービス事業所の指定を受ける場合の基準と報酬を設定する。この場合において、現行の基準該当サービスを基本として、サービスの質や専門性に配慮した評価を行う。

■ 減算関係等

① 長期利用の適正化

- ・長期(連続)利用については、30日までを限度とする。ただし、現在利用している者に対しては、1年間の猶予期間を設ける。
なお、年間利用日数については、1年の半分(180日)を目安にすることを計画相談支援の指定基準に位置付けることとする。
- ・同一法人の複数事業所間における同じ利用者への短期入所の提供については、一定期間減額などの措置をとる。

② サービス提供職員欠如減算等の見直し

サービス提供職員欠如減算については、減算が適用された一定期間後に5割減算を適用する。

■ その他

① 障害福祉サービス等の情報公表制度の創設(平成30年4月施行)

② 国保連における審査支払事務の見直し